

議 事 録

会議名	平成30年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 平成30年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	平成30年4月16日（月）14:00～16:20		
開催場所	寒川町役場 東分庁舎2階第3会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：中島、飯野、入澤、齋藤、坂元（欠席：齋藤） 事務局：野崎（総務部長）・三橋（総務課長）・高橋（総務課行政総務担当主査）・ 武田（総務課行政総務担当主事） 傍聴者数：2名		
議 題	第1号 会長及び副会長の選出 第2号 議事録承認委員の指名 第3号 寒川町個人情報保護条例第6条ただし書の規定に基づく諮問について（要配慮個人情報の取扱いについて） 第4号 寒川町個人情報保護条例一部改正等の報告 第5号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 第6号 平成29年度個人情報取扱事務登録簿の登録状況 第7号 平成29年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 第8号 その他		
決定事項	第1号 会長に中島委員を、副会長に飯野委員を選出。 第2号 中島会長・飯野副会長を指名。 第3号 諮問のとおり承認。 第4号から第7号までは、報告案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 （一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1：諮問案件及び資料 資料番号2：寒川町個人情報保護条例一部改正等の報告 資料番号3：個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 資料番号4：平成29年度個人情報取扱事務の登録状況 資料番号5：平成29年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	中 島 幸 雄 飯 野 守 （平成30年5月30日確定）		

議 事 の 経 過

1. 開会 三橋総務課長
2. 委嘱状の交付
3. あいさつ 木村町長

- ※ 木村町長が所用のため、あいさつ後に退席。
- ※ 委員及び事務局が自己紹介。
- ※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中5名の出席により会議の成立要件を満たしていることを報告。

4. 議事

第1号 会長及び副会長の選出

事務局が諮ったところ、委員の互選により、会長に中島委員、副会長に飯野委員が選出された。

会長より就任のあいさつがなされた。

- ※ 事務局より、傍聴希望者が2名いることを報告。寒川町審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、傍聴者の入室を出席委員全員が了承。

(議事進行の打合せのため暫時休憩、傍聴者入室。)

第2号 議事録承認委員の指名

事務局より当審議会における先例を説明。会長が諮ったところ、先例に基づき、今回は正副会長が担当し、次回からは名簿順によることとした。

第3号 寒川町個人情報保護条例第6条ただし書の規定に基づく諮問について（要配慮個人情報の取扱いについて）

【説明】 事務局より、資料に基づき説明(資料番号1)。

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

- ※ 福祉課、高齢介護課、健康・スポーツ課の3課からのみの諮問で、福祉関係のものしかないが、教育関係、例えば外国籍の子どもの入学や、発達障がい等で要配慮個人情報を取扱うということはないか。まだ出てきていないだけでこれからなのか。
- 条例の改正が可決されたことに伴い、要配慮個人情報を取扱うにあたって法令もしく

は条例の根拠があるか、根拠がない場合は審議会への諮問が必要である旨を総務課から各課へ通知したところ、諮問の要請があったのが3つの課のみであった。

また、教育関係については、教育委員会から町部局へ事務の取扱いが変わっていて、スポーツ関係は健康・スポーツ課が、発達障がいとの関係は子育て支援課が所管している。

昔と組織が変わっていることと、障がいの部分は福祉課から出しているのので、直接必要なところから諮問している。

- ※ 要配慮個人情報を取扱う理由について、諮問書には簡略にしか記載されていないが、各々の要綱の中にきちんと要配慮個人情報を扱う必要性が記載されているのか。
- 諮問書は個人情報取扱事務登録簿に記載されている内容を書き写したものであるため、簡略に記載されている。実際の要綱では目的、対象者、条件等細かく規定されている。

- ※ 「根拠法令等」の欄が空欄の場合、こういった根拠、判断によって要配慮個人情報を収集しているのか。
- 例えば、案件番号17番の事務については要綱は作成していないが、担当課でどのような内容にするかまとめたものを作成している。案件番号20番、21番についても要綱という形ではないが、担当課で取扱いに際しての事務要領を持っている。ただマニュアルに近いもので法令とまで言い切れないため、資料には載せていない。
- ※ 寒川町個人情報保護条例に基づいて、法令の根拠がなくても当審議会が認めたものについては要配慮個人情報が取扱えることとなっているが、その場合、諮問されたもの一つずつについて、必要があるのかどうかという実質的な判断をしなければならない。そうすると、この資料には、実際にそれがなければサービス自体できないという、一歩踏み込んだ説明がなされていないので、若干不親切と思われる。

- ※ 要綱も内部での申し合わせも、法的拘束力のある規則ではないと思うが、位置付けや策定の手続きに違いはあるか。
- 要綱については制定する際あるいは廃止する際に必ず町長まで決裁を取る決まりとなっている。内容の変更の際も庁議にかけた了承を取ることとなっている。取扱い要領や要項はあくまで担当部署内のものとなる。
要綱も取扱い要領も対外的には拘束力がないこと、また何か事業をする際しかるべきところまで決裁を取るということは同じだが、法令に似せて成文化した要綱という形で作成するかどうかの違いであると思われる。
- ※ 要綱については町長が内容について実質的な判断をしているが、取扱い要領に関してはしていないということではいか。
- 町長まで決裁を取っていないから、事業について、例えば補助金を出すとかそういう類について町長が知らないということではない。明確な取扱いの区切りはなかなか言えないが、要領だから町長が知らないということではない。
- ※ 町長は公選された方なので、民意の反映という見地からすると町長の決裁をしているか否かは、拘束力が無いにしても重要な論点であると思う。
- ※ 要綱、内部要領やマニュアルの公開体制はどのようなものか。
- 要綱までは公表していて、ホームページで閲覧できる状態となっている。

- ※ 資料番号2の個人情報取扱事務登録簿について、法的にどのような位置付けのものか。
- 登録簿の様式については個人情報保護条例の施行規則で決まっている。
- ※ 施行規則はどういった手続きで改正されるのか。
- 規則は議会の議決は不要で、庁議を経てから町長までの決裁を受けている。
- ※ 要綱というのは定義として事務指針であり、法的拘束力は弱いものとして解釈している。

- ※ 資料の中で「障害」という表記が出てくるが、寒川町障がい福祉ガイドブックでは、「害」という漢字のイメージが否定的であるため、不快感を与えないように配慮して、法律名や固有名詞等を除いて、「がい」は平仮名表記しますと書かれている。これはすばらしい対応なので、全庁的に、資料を出すときには、できる限り平仮名表記の対応をするようにしてほしい。

答申についての意見・採決

会長が各委員に本案の賛否を諮ったところ、次のとおりであった。

賛否表明しない委員 1名

承認することを賛成する委員 3名

賛成多数により議事第3号は諮問のとおり承認することに決した。

なお、委員より、病歴については、必要最低限の範囲で慎重にも慎重を期して取扱ってもらいたいとの意見があった。

答申案の取扱いについて

本日の質疑及び意見を踏まえて答申（案）を事務局に作成させ、会長監修の上、本日の出席委員に送付。各委員は意見を期日までに事務局へ伝え、その際の意見の採否については会長に一任させてほしい旨、会長が諮ったところ、各委員了承した。

また、諮問すべき内容に不足があった場合に、日程の都合により審議会の開催が困難であると仮定した上で、会長名で各委員へ文書で意見聴取及び賛否を採り、とりまとめて答申（案）を作成する旨、併せて会長が諮ったところ、各委員了承した。

第4号 寒川町個人情報保護条例一部改正等の報告

【説明】 事務局より、資料に基づき説明(資料番号2)。

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

- ※ 個人情報保護条例の新旧対照表という形での資料だが、実際の議会ではこの改正案のとおりに可決成立したということによろしいか。特に修正は入らなかったということによろしいか。
- この案のとおり可決成立している。特に修正は入っていない。

- ※ 昨年12月18日に開催した平成29年度第2回審議会で諮問された改正案と、今回の資料

と違いはあるか。また、答申の付帯要件として、条文の読みやすさを確保すること、情報公開条例との文言の整合性を確保すること、オンライン結合に係る改正について、恣意的に解釈されることのないよう留意することの3点を挙げたが、議会で承認されたこの改正条文には反映されているか。

- 答申を受け、個人情報保護条例第2条の定義規定の中に用語として定義が必要なものをまとめて記載するようにした。また定義の中の文章、1文が長かったものをできる限り短く区分し読みやすいようにした。内容そのものについては特段変更はしていない。
- ※ 個人情報取扱事務登録簿について、要配慮個人情報の取扱いについては枠が新しく設けられているが、個人情報の項目名は見直しがなされていないようだ。例えば心身の状況の欄にある病歴はそのまま要配慮個人情報に該当すると想像してしまうが、項目名の見直しがされていないことについて問題はないか。
- 今回様式の項目名の箇所はそのままとしたが、今回の改正部分について各課で登録簿を修正して提出してもらった際、要配慮個人情報に該当するものに漏れがないよう注意していく。

第5号 個人情報取扱事務登録簿登録等の状況

第6号 平成29年度個人情報取扱事務登録簿の登録状況

第7号 平成29年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

【説明】 一括上程され、事務局より資料に基づき説明(資料番号3、4、5)

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

- ※ 資料5の23番の請求について決定内容が文書不存在となっているが、文書が物理的になかったのか、法令上存在しない、つまり行政文書ではない扱いになっているのか説明してほしい。
- 政策会議自体は行っていて議事録もあるが、学校給食のあり方に関して議題がなかったため、請求された学校給食に関して議論した議事録等はないということで文書不存在と回答した。
- ※ 今、世間から公文書の取扱いについて注目されているところなので、文書管理には十分に意を配してもらいたい。

第8号 その他

① かながわ市民オンブズマンの要望について

本要望書に対する結論を出すには情報が不足しているため、近隣市町の状況や、現状で町が対応可能な部分、不可能な部分等を当委員会へ報告し、対応を検討することとした。

② 当審議会会議資料について

会議をスムーズに進行するため会議次第に資料番号をつけること、また資料全てにページ番号を付番するよう要望があったため、次回の会議から対応する旨、事務局から回答した。

③公募の委員について

公募委員の応募状況についての質問があり、事務局より、応募がなかったため再公募する予定である旨を回答。

会長より、公募の応募率の悪さの原因、例えば内容が難しいからなのか、都合が合わないのか、資格要件が難しいからなのか等を検証し、公募方法の見直しを考えてほしい旨の要望があった。これに対して事務局より、公募委員の応募率の悪さはかねてより全庁的な懸案事項になっている旨を回答し、要望については、所管となる協働文化推進課へ伝えることとした。

5. 閉会 三橋総務課長

以 上